

島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する
条例の廃止について

1 廃止理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当広域連合では臨時的任用制度への移行の予定がないことから、廃止するものである。

2 現行の条例

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日